

平成 18 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社船井財産コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長 平林 良仁
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 中塚 久雄
(TEL 03-5321-7020)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 14 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を無償にて発行することを平成 18 年 3 月 25 日開催の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社関係会社の取締役、従業員および従業員に準ずるものと取締役会で認めた個人については、業績向上に対する意欲や士気（インセンティブ）を高めること、ならびに監査役については、適正な監査に対する意識を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社関係会社の取締役、監査役、従業員および従業員に準ずるものと取締役会で認めた個人とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 2,500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

(3) 新株予約権の総数

2,500 個を上限とする。新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 株。ただし前 (2) に基づき調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的たる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合

はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。

新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は上記行使価額に各新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

記

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社関係会社の取締役、監査役、従業員および従業員に準ずるものと取締役会で認めた個人であり（以下、「当社取締役等」という）、かつ、新株予約権発行後継続して行使時まで当社取締役等の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ その他の条件については、本株主総会決議および新株発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することが出来る。
- ② 新株予約権者が(7)に定める行使の条件を満たさなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することが出来る。
- ③ その他消却事由および消却条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) その他

新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行にかかる取締役会決議および新株予約権割当契約により定めるものとする。

以上